

【EU】持続不可能な漁業を容認する国に対する措置を定める規則

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)の理事会は、2012年9月、魚類資源の保護を目的とし、EUが共通利害を有する魚類資源からの過剰な漁獲を容認している国に対して、EU域内への輸入制限や同域内港湾の利用制限等の措置をとる権限を欧州委員会に与える規則を採択した。

1 規則制定の背景

欧州議会は、理事会との事前合意に基づき、既に第1読会において、標記の持続不可能な漁業を容認する国に対する措置を定める規則案(注1)を承認しており、同規則案は、今後正式な規則としてEU官報により公布され、施行される予定である。

理事会の採択時においてドイツとデンマークは棄権したが、同規則は、施行後全ての加盟国に直接適用される。同規則は、魚類資源の管理においてEUと利害関係を有する第三国で持続不可能な漁業を行うものに対し、EUが魚類資源の保護措置をとることを可能にする枠組みを定めるものである。

日本も加盟している国連海洋法条約(UNCLOS(注2))及び国連公海漁業協定(UNFSA(注3))は、排他的経済水域の内外に分布する魚類資源(タラ、カレイ等)及び高度回遊性魚類資源(マグロ、カツオ等)について、沿岸諸国及び隣接した公海で漁業を行う諸国に対して、長期にわたり持続可能なものとして責任をもって当該資源を管理するよう、相互の直接協議又は地域漁業管理機関を通じた協力を義務付けている。しかし、欧州委員会が2011年12月14日に提出したこの規則案(注4)の背景説明によると、全ての関係国が真摯かつ意欲的に協力しなければ、実際に協議して合意形成を行うことは困難であり、また、合意形成が行われたとしても誠意のない対応を行う国があれば、その他の諸国が節度を保った漁業を行うよう努力をしたとしても、当該魚類資源の激減を招くおそれがあるとしている。

欧州委員会は、水産品の収益性の高い市場であるEUには、特にこうした協力の義務を重視する責任があるとし、それゆえ、誠意を欠き、過剰な漁獲を行う国に対して翻意を促す効果的な措置を講じる必要があるとしている。

2 規則の概要

この規則は、全9条からなるもので、以下その概要を紹介する。

この規則の枠組みは、持続不可能な漁業を許容する国に対する措置を採択する権限を欧州委員会に委任し、欧州委員会は、実施法行為により次の措置をとることができるものである(第4条)(注5)。

- ① 持続不可能な漁業を容認する国を識別する。
- ② 必要に応じて、措置を適用すべき当該国の船舶を識別する。

- ③ 共通利害を有する魚類資源からの当該国の漁獲物及びこれを使用した水産品の輸入に数量制限を課す。
- ④ 当該国籍を有する船舶及び共通利害を有する魚類資源からの当該国の漁獲物又はこれを使用した水産品を運搬する船舶に対し、EU域内港湾の利用を制限する。
- ⑤ EUの事業者による当該国籍の漁船の購入を禁止する。
- ⑥ EU加盟国籍の漁船を当該国籍に変更することを禁止する。
- ⑦ EUの事業者に対して、その所有船舶を当該国の事業者に貸与する契約の締結をEU加盟国が認可することを禁止する。
- ⑧ 当該魚類資源の捕獲の用に供する目的で、EU加盟国籍を有する漁船又は漁具等を当該国に輸出することを禁止する。
- ⑨ EU加盟国籍の漁船を当該国の漁業に用いることができる旨の契約をEUの事業者と当該国との間で締結することを禁止する。
- ⑩ EU加盟国籍を有する漁船及び当該国籍を有する漁船の共同操業を禁止する。

これらの措置は国際法に照らして均衡のとれたものでなければならない（第5条）。欧州委員会は、当該措置をとる意思を有すること及びその根拠について当該国に対し事前に通知し、当該国が当該通知を受領してから1か月以内に書面による回答及び是正措置を行うための猶予を与えなければならない（第6条）、当該国が是正措置をとった場合にはEUの当該措置を停止しなければならない（第7条）。この規則は、EU官報に公布された日から3日後に実施し、全加盟国に直接適用する（第9条）。

注（インターネット情報は、2012年10月24日現在である。）

- (1) PE-CONS 39/12 <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/pe00/pe00039.en12.pdf>> 審議過程(2011/434/COD)については次を参照のこと。
<http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=201200>
- (2) United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982.
- (3) Agreement for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks of 4 August 1995.
- (4) COM(2011)888 final: Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on certain measures in relation to countries allowing non-sustainable fishing for the purpose of the conservation of fish stocks)
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0888:FIN:EN:PDF>>
- (5) 実施法行為とは、コミロジ－手続と呼ばれる審査手続によって欧州委員会が採択するもので、同手続きを参照することは、この規則第8条に規定されている。コミロジ－手続の詳細に関しては、次の記事を参照のこと。植月献二「リスボン条約後のコミロジ－手続—欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—」『外国の立法』No.249, 2011.9, pp.3-28.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050721_po_02490002.pdf?contentNo=1>